

継続研修実績評価細則

制定	2000（平成12）年 5月29日
一部改正	2010（平成22）年 5月24日
一部改正	2013（平成25）年 10月28日
一部改正	2015（平成27）年 12月 7日
一部改正	2016（平成28）年 12月26日
一部改正	2017（平成29）年 3月25日

第1条 家族心理士・家族心理士補・家族相談士（以降は、「家族心理士等」と称す）資格審査規程第5条第2項により、家族心理士等に必須の継続研修等に関する実績評価のために、この細則を定める。

第2条 家族心理士等は、その資格認定を得た日より満5年を経過する前日までに、下記の（1）～（4）の各号に示す継続研修会等のうち、（1）号及び（2）号を含めて計12ポイント（以下、Pとする）以上を取得していなければならない。なお、（1）～（3）については、同一の研修会で得られるポイントは4Pを上限とする。

- （1）本機構が主催する「家族心理士研修会」「家族相談士研修会」への参加
講師：3P 口頭発表者：3P 受講者：3時間につき1P
- （2）日本家族心理学会又は日本家族カウンセリング協会が主催する年次大会、学術集会及び研修会等への参加
 - a.年次大会・学術集会～口頭またはポスターによる発表者：3P 参加者：2P
同 ～シンポジウム（司会・発題・指定討論）：3P※
 - b.ワークショップ・研修会（3時間以上）～講師：3P 口頭発表者：3P
受講者：3時間につき1P
 - c.家族心理士研修課程修了者には4P付与する。
※ただし、シンポジウムに関しては、司会・発題・指定討論それぞれのポイントを分けて計上することは出来ない。
- （3）本機構が認める家族心理学に関するワークショップ又は研修会への参加
ワークショップ・研修会（3時間以上）～講師：3P 口頭発表者：3P
受講者：3時間につき1P
- （4）本機構が認める家族心理学関係の公刊された著書・論文等
オリジナルな著書：10P 学術雑誌に発表した原著論文：6P
啓発的な著作物（訳書・テキスト・ビデオ教材）：4P
共著の場合は、その著者数で除したポイントを各自取得する。

第3条 家族心理士・家族相談士は第2条に定める期間の経過後も継続して5年ごとの期間に第2条の定める研修に参加し、ポイントを取得していなければならない。

第4条 本機構が別に定める書式により、当該家族心理士・家族相談士は第2条又は第3条に定める継続研修実績を、所定の期日までに報告しなければならない。

第5条 この細則の改正は、本機構理事会の3分の2以上の議決によりこれを行う。

- 附 則
1. この細則は平成12年5月29日より施行する。
 2. 平成12年4月1日までに家族相談士の資格認定証を取得した者は、平成13年4月1日に最初の資格登録証明書が発行され、同日より第2条が適用される。
 3. 更新手続き締切日以降、5年を経過する前日（3月31日）までに更新ポイントが見込まれる場合は、当該見込みポイントの証拠書（研修受付票など）を付加して更新手続き書類の提出を更新申請者へ依頼する。